

ご存知ですか？



静岡県は

「男女共同参画社会づくり宣言」

を行う事業所・団体を募集しています。

●例えば、従業員・職員の方への感謝の気持ちを言葉で表現したり、働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む決意を「宣言」すると…

登録証の無料交付

従業員・職員の方に宣言の内容を知っていただいたり、「宣言事業所・団体」であることをPRしていただけるよう、額に入れて交付します。

県ホームページへの実名掲載

宣言事業所・団体のイメージアップにつながるよう、名称や概要を掲載します。自社ページへのダイレクトリンクも可能です。

研修会等への講師派遣

社内研修会等を開催する場合、申請して認められれば、講師謝金を最大5万円まで補助します。

講座やセミナーの実施

宣言事業所・団体向けの講座やセミナーを実施します。

各種情報の提供

県男女共同参画センターの広報誌など役立つ情報をお送りします。

●最新情報は、ホームページをご覧ください。

●「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業とは？

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や女性の参画拡大などによる企業や団体等の男女共同参画社会づくりへの取組を支援する事業です。



●ワーク・ライフ・バランスを進めると…

個人 ⇒ 希望するバランスの実現 … 望むライフスタイルは千差万別
<ul style="list-style-type: none"> ・若年層 … 自己啓発などプライベートな時間の更なる充実など ・子育て期 … 男女が共に家事、育児への参加など ・中堅層 … 仕事と介護の両立、地域活動への参加など ・高齢者 … 体力的に無理なく働ける就労環境の充実など
社会全体 ⇒ 社会の安定と活力の向上 … 働き方の見直しへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ・労働力の確保 … 子育てや介護など制約を持つ人、女性や高齢者等の多様な人材を活用でき、就業人口減少に対応 ・生産性の向上 … 仕事への満足度の向上、疲労回復や自己啓発に取り組む余裕の創出など、社会全体の活力の高まり
企業・組織 ⇒ 競争力強化の実現 … 新しい経営戦略の導入
<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保 … 従業員の望む就業環境の提供により、優秀な人材を確保 ・コストの削減 … 優れた人材の離職を減らすことで人材育成費を節約し、会社への満足度上昇や心身のリフレッシュで生産性を向上 ・多様性の恩恵 … 様々な立場の従業員がいることで、組織としての柔軟性・創造性を保ち、新しい価値を創造

●企業等に求められる取組 … 「男女共同参画社会づくり宣言」の例

方針決定過程への女性の参画拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・女性役員や管理職の割合の増加 ・女性の能力が発揮できるよう、従業員の意識改革を促進 ・希望により、従業員をパートから正社員へ転換 ・ダイバーシティ・マネジメント*の推進
子育て・介護など、男女がともに役割を果たす環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の削減 ・育児休業や介護休業を取得しやすい制度、体制の整備 ・短時間勤務、フレックスタイムなどの制度の整備 ・再就職受け入れ制度の整備
男女がともに能力を発揮できる環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップのための研修制度の導入 ・働きやすい環境づくりのためのアンケート等の実施 ・勤務評価の査定基準や昇進・昇格基準の明文化

*ダイバーシティ・マネジメント

多様性への対応。この場合の「多様性」は、性別・年齢・国籍・健康状態など「働く人」の多様性と、勤務形態・労働時間・勤務時間帯など「働き方」の多様性を指します。その人にとって最適の労働環境を提供することで、資質・能力を最大限引き出すのが狙いです。

●あなたの事業所・団体でも「宣言」してみませんか…取組宣言の手続きについてのご案内

対象となる事業所・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・県内に所在する事業所・団体で、規模は問いません。学校や地域団体などの宣言も歓迎します。
宣言内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくり」に向けて、現状から一歩でも前進する取組内容であれば宣言可能です。 ・宣言は代表者が行ってください。 ・複数の宣言を行っても構いません。
宣言の手続き
<ul style="list-style-type: none"> ・「宣言届出用紙」に、事業所・団体としての取組内容や概要を記入し、静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課へ郵送するだけで手続きは終了です。報告義務はありません。「宣言届出用紙」はダウンロードできます。 ※郵送先 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課 ・取組宣言の有効期間は5年間とします。5年ごと(又は内容に変更が生じた時)に、改めて宣言の提出をお願いします。